

「平成 27 年版 働く女性の実情（Ⅲ部）」（概要版）

女性労働者を取り巻く環境の変化 ～昭和 60 年と平成 27 年を比較して～

(1) 年齢階級別労働力率

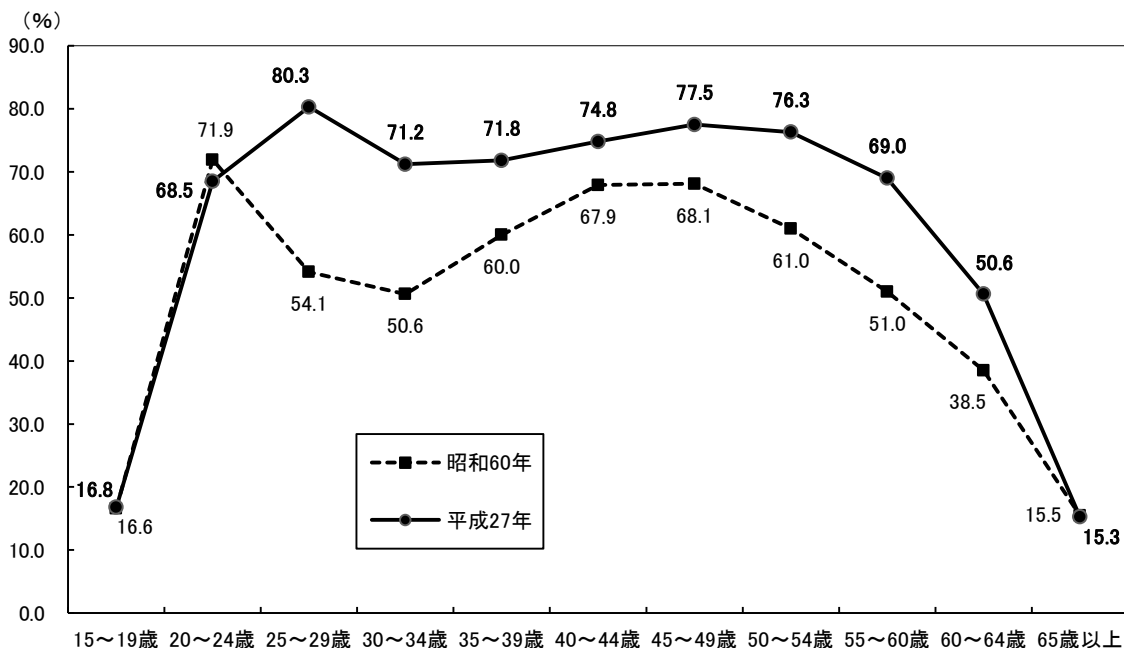
～M字型の底（「30～34 歳」）の労働力率が 20.6 ポイント上昇

女性の労働力率を年齢階級別にみると、いわゆるM字型カーブとなっているが、その形状は、昭和 60 年からの 30 年間で大きく変化している。昭和 60 年は、「20～24 歳」（71.9%）と「45～49 歳」（68.1%）を左右のピークとし、「30～34 歳」（50.6%）を底とするM字型カーブであった。平成 27 年は、「25～29 歳」（80.3%）と「45～49 歳」（77.5%）を左右のピークとし、「30～34 歳」（71.2%）が底となっており、M字型カーブの底の値が 20.6 ポイント上昇し、窪みが大幅に浅くなるとともに、全体的に大きく上方にシフトしている。

M字型カーブの底となる年代については、昭和 60 年から平成 19 年までは、「30～34 歳」であったが、晩婚化や第一子の平均出産年齢の上昇等により、平成 20 年から平成 26 年は「35～39 歳」となった。なお、平成 27 年は「30～34 歳」となっている。年齢階級別の労働力率を昭和 60 年と比べると、多くの年齢階級で上昇しているが、上昇幅が最も大きいのは「25～29 歳」（26.2 ポイント上昇）であり、次いで「30～34 歳」（20.6 ポイント上昇）、「55～59 歳」（18.0 ポイント上昇）、「50～54 歳」（15.3 ポイント上昇）の順となっており、M字型カーブの右側でも上昇幅は大きくなっている。

最も上昇幅が大きい「25～29 歳」については、昭和 60 年では「20～24 歳」に比べ 17.8 ポイント低かったが、その後上昇し続け、平成 14 年に「20～24 歳」の値を上回り、翌平成 15 年以降は最も高い年齢階級となっている（図 1、本文 81 ページ）。

図 1 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」（昭和 60 年、平成 27 年）

(2) 労働力率変化の要因分解

～労働力率が上昇したすべての年齢層で有配偶者の労働力率の上昇による効果大

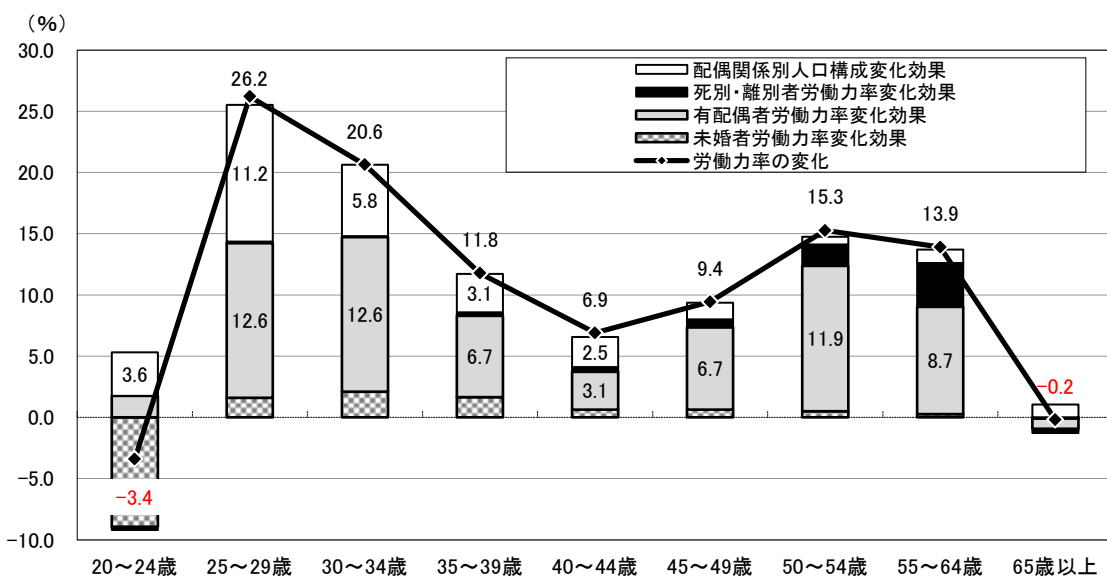
この30年間の労働力率の変化を配偶関係別の構成比の変化要因と配偶関係別の労働力率の変化要因に分解すると、労働力率が上昇した25歳から64歳までのすべての年齢階級で、有配偶者の労働力率の上昇による効果が最も大きかったことがわかる。また、30年間の労働力率の上昇幅が最も大きかった「25～29歳」では、有配偶者の労働力率の上昇による効果と未婚者比率の上昇（30.2%から61.1%）による効果が大きかったことが確認できる。

さらに、30年間の変化を10年間ごとに分けてみると、労働力率の変化の要因が大きく変わってきたことがわかる。まず、昭和60年から平成7年の10年間では、「25～29歳」の労働力率が12.3ポイントと大きく上昇したが、その要因は未婚者比率の上昇（30.2%から48.1%）による効果が大きかったことが確認できる。

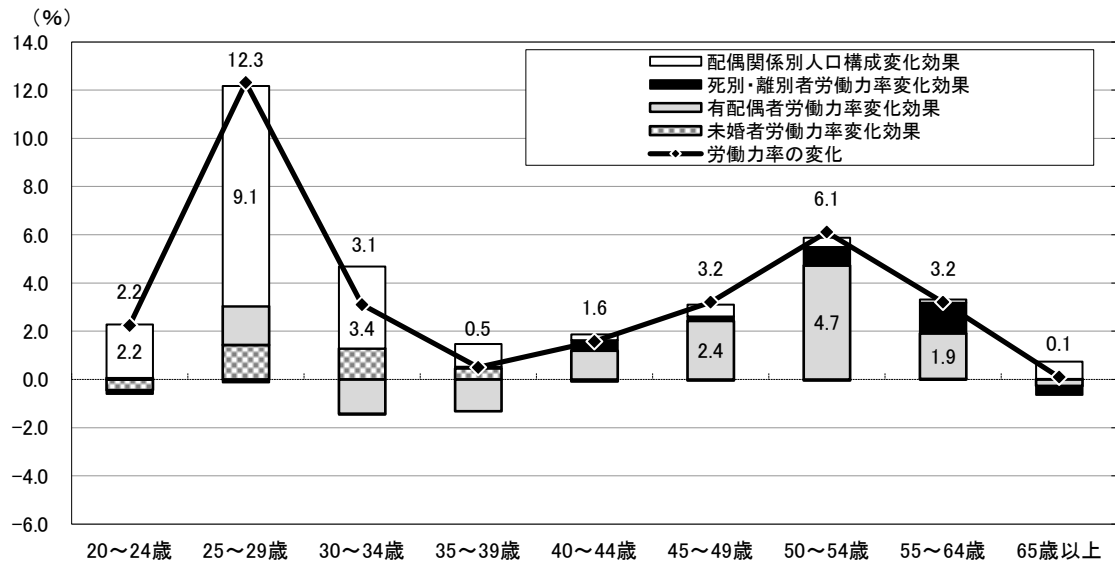
平成7年から17年の10年間では、「25～29歳」の労働力率が8.5ポイント上昇したが、その要因は未婚者比率の上昇による効果が約6割、有配偶者の労働力率の上昇による効果が約4割となっていた。「30～34歳」の労働力率は9.0ポイント上昇し、その要因は未婚者比率の上昇（18.4%から29.7%）による効果が約7割と大きい、有配偶者の労働力率の上昇による効果も約3割みられる。

平成17年から27年の10年間では、「30～34歳」と「35～39歳」の労働力率の上昇幅が大きく、それぞれ8.5ポイント、8.8ポイント上昇したが、有配偶者の労働力率の上昇による効果が大きく、未婚者比率の上昇による効果は小さくなっている。また、「50～54歳」と「55～64歳」の労働力率も上昇幅が大きく、それぞれ7.5ポイント、8.4ポイント上昇したが、有配偶者の労働力率の上昇による効果が大きかったことが確認できる（図2～4、本文83ページ）。

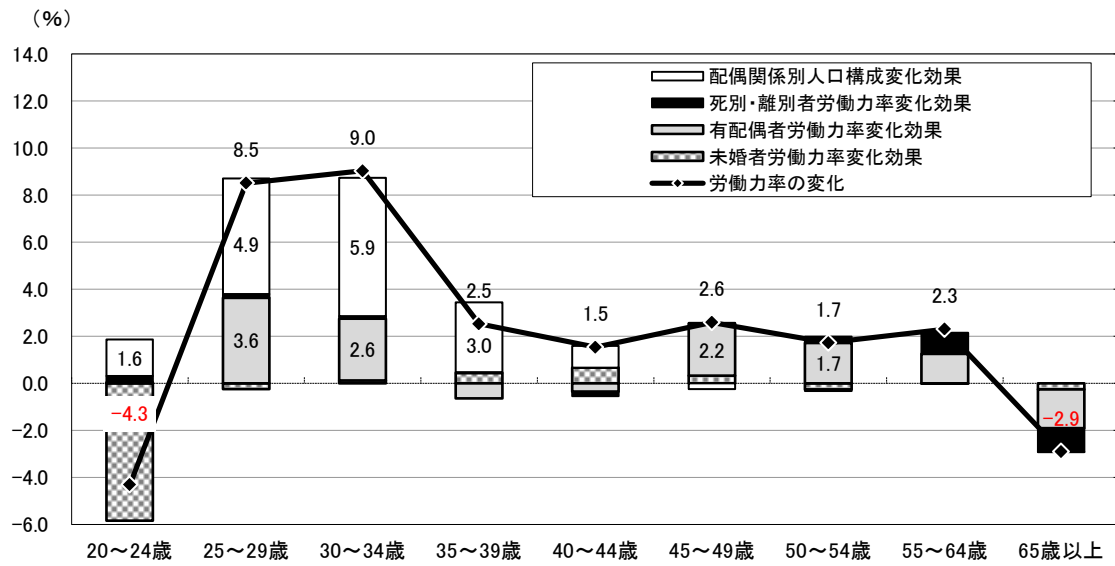
図2 女性の労働力率変化の要因分解
〔昭和60年→平成27年〕



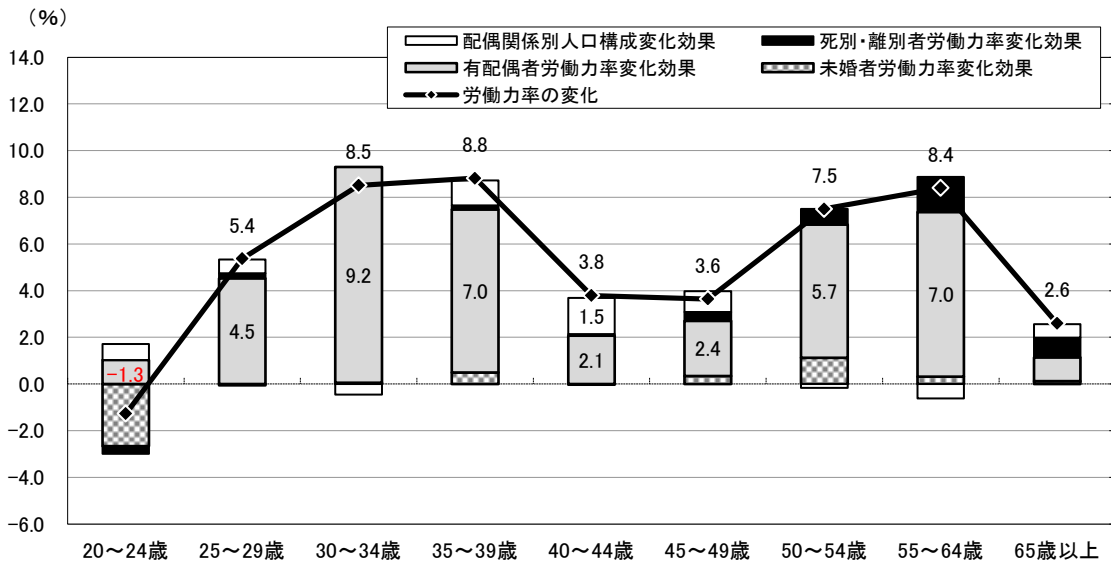
[昭和60年→平成7年]



[平成7年→平成17年]



[平成17年→平成27年]



資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局試算

(注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum Ni \alpha_i}{N}$$

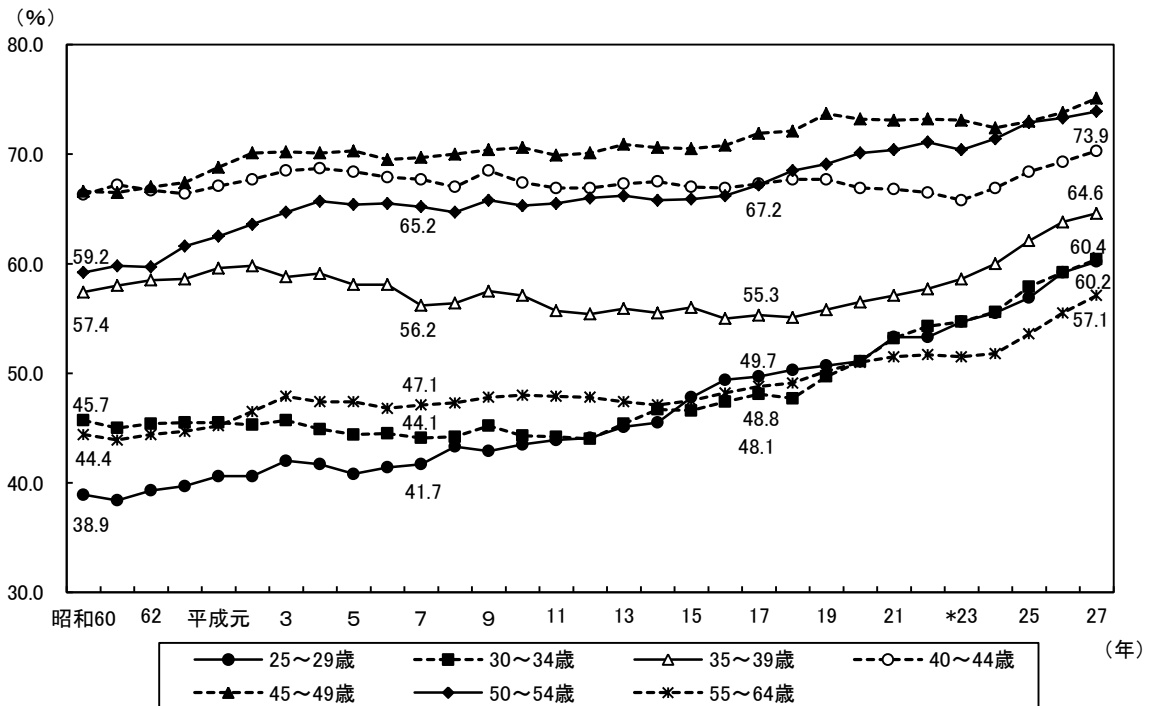
$$\Delta \alpha = \frac{\sum (Ni + \frac{\Delta Ni}{2}) \Delta \alpha_i}{N + \frac{\Delta N}{2}} + \frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta \alpha_i}{2} - \alpha) \Delta Ni}{N + \frac{\Delta N}{2}}$$

労働力率変化効果 配偶関係別人口構成変化効果

N：15歳以上人口 α＝労働力率

($\bar{\quad}$ は配偶関係計、添字 i は配偶関係別を表す)

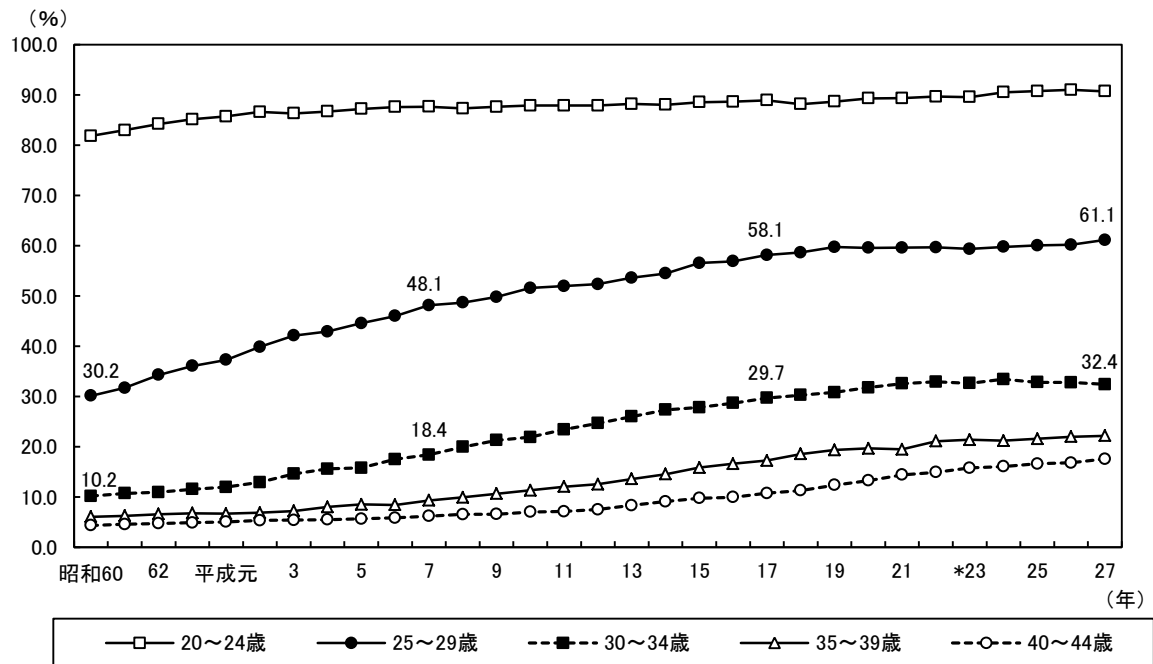
図3 有配偶者の労働力率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

* 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

図4 女性の未婚者比率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成
 * 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

(3) 就業者数及び就業率

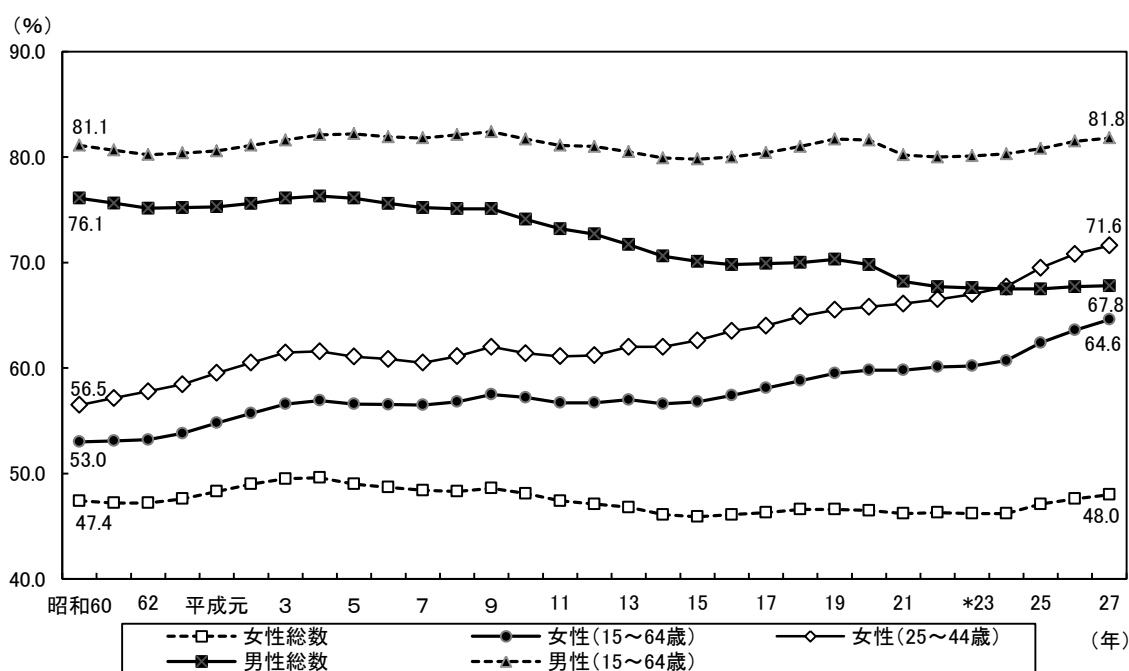
～「25～44歳」の女性の就業率は上昇傾向、男性の就業率は低下傾向

総務省「労働力調査」によると、昭和60年の女性の就業者数は2,304万人であったが、平成27年は2,754万人で、450万人の増加（昭和60年比19.5%増）となっている。女性の就業者数は昭和60年から平成9年（2,665万人）まで増加傾向にあり、その後平成24年までは横ばいであったが、平成25年以降3年連続で増加している。

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、昭和60年（47.4%）以降46.1～49.6%の間で推移している（平成27年48.0%）が、生産年齢（15～64歳）についてみると、昭和60年（53.0%）から上昇傾向にあり、平成27年は64.6%となっている。また、25～44歳の女性の就業率をみると、昭和60年（56.5%）からほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成26年に初めて7割を超え70.8%となり、平成27年は71.6%となっている。

男性の就業者数は、昭和60年は3,503万人であったが、平成27年は3,622万人で、119万人の増加（昭和60年比3.4%増）となっている。昭和60年から平成9年（3,892万人）まで増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。就業率は昭和60年（76.1%）以降、低下傾向にある（平成27年67.8%）が、生産年齢（15～64歳）についてみると、昭和60年（81.1%）から平成27年（81.8%）まで横ばいで推移している（図5、本文88ページ）。

図5 就業率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

*平成23年は、総務省が平成17年国勢調査結果を基準（旧基準）とする推計人口をベンチマーク人口とし、補完的に推計した値

(4) 雇用者

① 雇用者数 ～女性は増加傾向、男性は平成9年まで増加傾向、その後横ばい

総務省「労働力調査」によると、昭和60年の女性の雇用者数は1,548万人であったが、平成27年は2,474万人と、ほぼ一貫して増加傾向にあり、926万人の増加（昭和60年比59.8%増）となっている。男性は昭和60年は2,764万人であったが、平成27年は3,166万人で、402万人の増加（同14.5%増）となっている。雇用者総数に占める女性の割合は、昭和60年は35.9%であったが、平成27年は43.9%となり、8.0ポイント上昇した。

雇用者数を年齢階級別にみると、女性は昭和60年は、「20～24歳」が262万人（女性雇用者総数に占める割合16.9%）と最も多く、次いで「40～44歳」209万人（同13.5%）、「35～39歳」（同13.2%）が205万人の順であったが、平成27年は、「40～44歳」が328万人（同13.3%）、次いで「45～49歳」が302万人（同12.2%）、「35～39歳」及び「50～54歳」が270万人（同10.9%）の順となっている。男性は昭和60年は、「35～39歳」が424万人（男性雇用者総数に占める割合15.3%）と最も多く、次いで「30～34歳」376万人（同13.6%）、「40～44歳」354万人（同12.8%）の順であったが、平成27年は、「40～44歳」（同13.3%）が422万人と最も多く、次いで「45～49歳」366万人（同11.6%）、「35～39歳」365万人（同11.5%）の順となっている。

また、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により、一般労働者（常用労働者のうち短時間労働者以外の者）の平均年齢をみると、昭和60年の女性の平均年齢は35.4歳であったが、平成27年は40.7歳とほぼ一貫して上昇傾向にある。男性は昭和60年は38.6歳であったが、平成27年は43.1歳とほぼ一貫して上昇傾向にある（本文90ページ）。

② 産業別雇用者数

～女性は昭和 60 年は「サービス業」が最多、平成 27 年は「医療,福祉」が最多

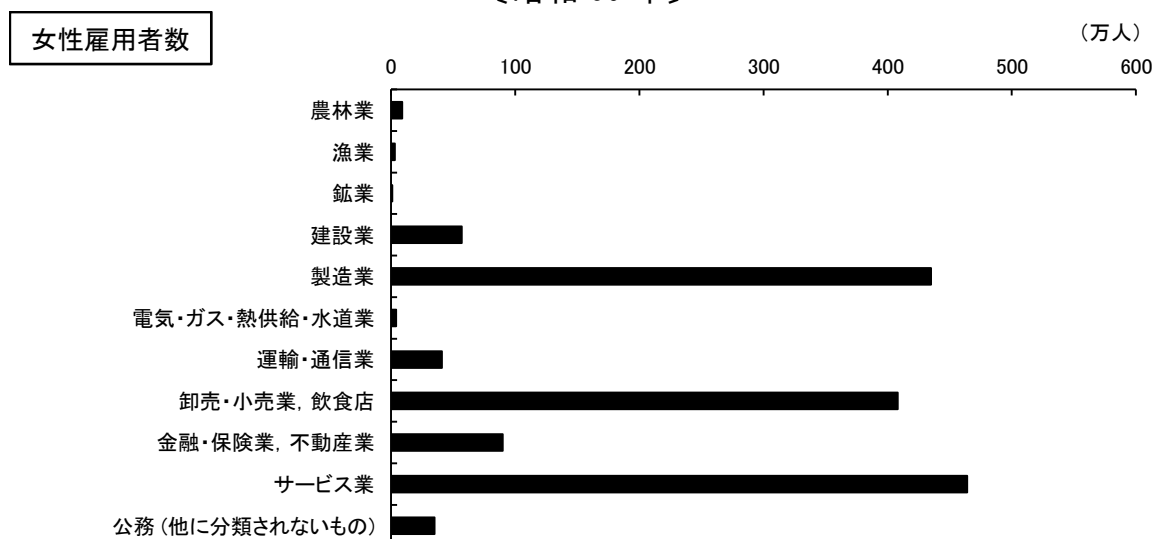
総務省「労働力調査」により、女性雇用者数を産業別にみると、昭和 60 年は「サービス業」が 464 万人（女性雇用者総数に占める割合 30.0%）と最も多く、次いで「製造業」435 万人（同 28.1%）、「卸売・小売業, 飲食店」408 万人（同 26.4%）の順であった。日本標準産業分類の改定により、分類項目が異なっているため比較には注意を要するが、平成 27 年については、「医療,福祉」が 578 万人（同 23.4%）と最も多く、次いで、「卸売業, 小売業」495 万人（同 20.0%）、「製造業」290 万人（同 11.7%）の順となっている（図 6）。

産業分類として「医療,福祉」が新設された平成 14 年は 348 万人（同 16.1%）であった。当時は「卸売業, 小売業」が最も多く 460 万人（同 21.3%）、次いで「製造業」359 万人（同 16.6%）で、「医療,福祉」は 3 番目であったが、翌年の平成 15 年に「製造業」を上回り、さらに平成 22 年に「卸売業, 小売業」を上回り、以降「医療,福祉」が最多となっている。

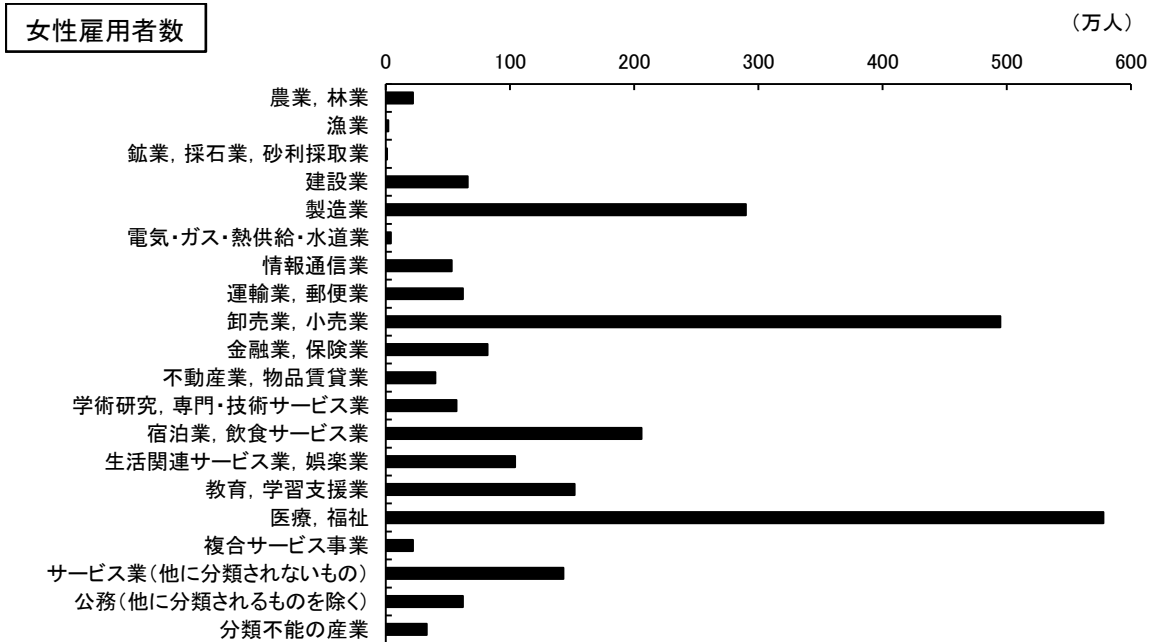
男性は、昭和 60 年は「製造業」が 800 万人（男性雇用者総数に占める割合 28.9%）と最も多く、次いで、「卸売・小売業, 飲食店」504 万人（同 18.2%）、「サービス業」476 万人（同 17.2%）の順であった。平成 27 年については、「製造業」が 694 万人（同 21.9%）と最も多く、次いで「卸売業, 小売業」468 万人（同 14.8%）、「建設業」342 万人（同 10.8%）の順となっている。

各産業における雇用者に占める女性の割合をみると、昭和 60 年は「サービス業」（49.4%）、「金融・保険業, 不動産業」（45.2%）、「卸売・小売業, 飲食店」（44.7%）で 4 割を超えている。平成 27 年は、「医療,福祉」（77.0%）、「宿泊業, 飲食サービス業」（63.6%）、「生活関連サービス業, 娯楽業」（59.4%）、「教育, 学習支援業」（54.7%）、「金融業, 保険業」（54.7%）、「卸売業, 小売業」（51.4%）、「農林, 林業」（41.5%）で 4 割を超えている（本文 91 ページ）。

図 6 女性の産業別雇用者数
〔昭和 60 年〕



[平成 27 年]



資料出所：総務省「労働力調査」

③ 雇用形態（勤め先での呼称による）別雇用者数

～男女とも「正規の職員・従業員」の割合が低下、「非正規の職員・従業員」の割合が上昇

総務省「労働力調査」及び「労働力調査（詳細集計）」により、役員を除く雇用者数をみると、昭和 60 年の女性は 1,463 万人であったが、その雇用形態（勤め先での呼称による）をみると、「正規の職員・従業員」が 994 万人、「非正規の職員・従業員」が 470 万人であった。平成 27 年については、役員を除く女性雇用者数は 2,388 万人であり、「正規の職員・従業員」が 1,043 万人、「非正規の職員・従業員」が 1,345 万人となっており、「正規の職員・従業員」は 49 万人増加（昭和 60 年比 4.9%増）し、「非正規の職員・従業員」は 875 万人の増加（同 186.2%増）となっている。「正規の職員・従業員」は昭和 60 年から平成 9 年（1,172 万人）まで増加した後、緩やかな減少傾向にある。一方「非正規の職員・従業員」は昭和 60 年から平成 27 年までほぼ一貫して増加傾向にある（図 7）。

「非正規の職員・従業員」のうち、最も多い「パート・アルバイト」は、昭和 60 年は 417 万人であったが、平成 27 年は 1,053 万人とほぼ一貫して増加傾向にあり、636 万人増加（同 152.5%増）した。

女性の役員を除く雇用者に占める「正規の職員・従業員」の割合は、昭和 60 年（67.9%）から平成 27 年（43.7%）までほぼ一貫して低下傾向にあり、「非正規の職員・従業員」の割合は昭和 60 年（32.1%）から平成 27 年（56.3%）までほぼ一貫して上昇傾向にある。なお、「非正規の職員・従業員」が「正規の職員・従業員」を上回ったのは、平成 15 年であった。「非正規の職員・従業員」のうち、「パート・アルバイト」の構成比は昭和 60 年の 28.5%から平成 27 年の 44.1%に上昇している。

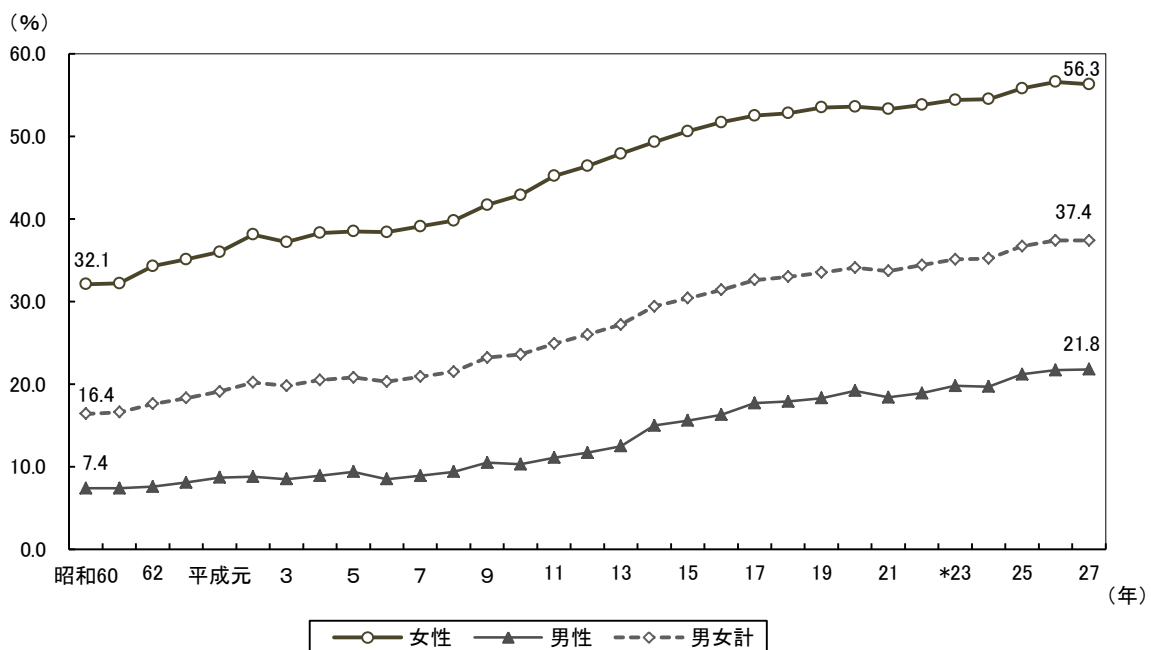
男性は、昭和 60 年は「正規の職員・従業員」が 2,349 万人、「非正規の職員・従業員」は 187 万人であったが、平成 27 年は「正規の職員・従業員」が 2,270 万人と 79

万人減少（昭和 60 年比 3.4%減）し、「非正規の職員・従業員」が 634 万人と 447 万人増加（同 239.0%増）した。「正規の職員・従業員」は平成 10 年（2,639 万人）をピークに減少傾向にあり、「非正規の職員・従業員」はほぼ一貫して増加傾向にある。

「非正規の職員・従業員」のうち、最も多い「パート・アルバイト」は、昭和 60 年は 83 万人であったが、平成 27 年は 312 万人とほぼ一貫して増加傾向にあり、229 万人増加（同 275.9%増）した。

男性の役員を除く雇用者に占める「正規の職員・従業員」の割合は、昭和 60 年（92.6%）から平成 27 年（78.2%）まで低下傾向にあり、「非正規の職員・従業員」の割合は昭和 60 年（7.4%）から平成 27 年（21.8%）まで上昇傾向にある（本文 95 ページ）。

図 7 非正規の職員・従業員割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（昭和 60～平成 13 年、各年 2 月）、「労働力調査（詳細集計）」（平成 14～24 年）「労働力調査（基本集計）」（平成 25～27 年、年平均）
*平成 23 年は補完推計値

④ 年齢階級別雇用形態の状況

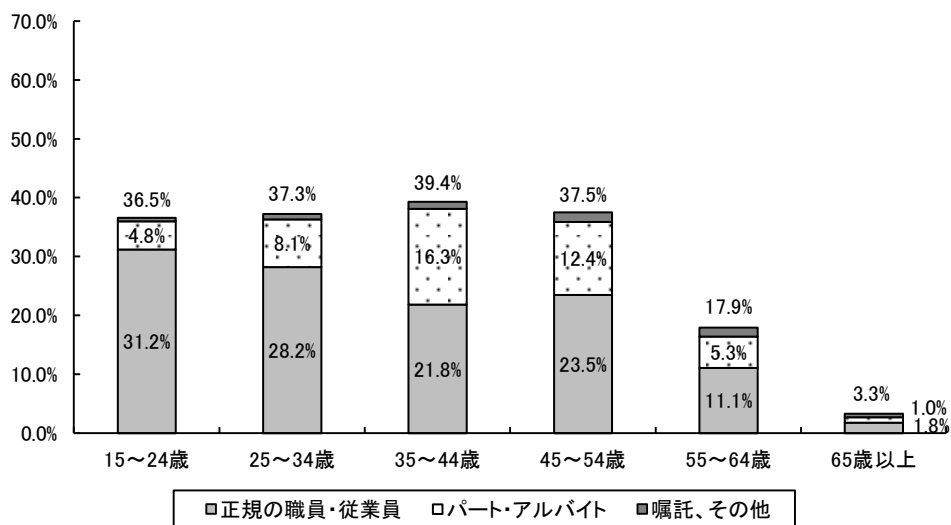
～「25～34 歳」女性の人口に占める「正規の職員・従業員」の割合は 12.6 ポイント上昇

非農林業の役員を除く雇用者について、雇用形態別・年齢階級別にみると、昭和 60 年の女性は、すべての年齢階級で「正規の職員・従業員」が最も多く、次に「パート・アルバイト」が多かった。女性の人口に占める「正規の職員・従業員」の割合を年齢階級別にみると、「15～24 歳」が 31.2%と最も高く、次いで「25～34 歳」28.2%、「45～54 歳」23.5%、「35～44 歳」21.8%の順となっている。女性の人口に占める「パート・アルバイト」の割合を年齢階級別にみると、「35～44 歳」が 16.3%と最も高く、次いで「45～54 歳」12.4%、「25～34 歳」8.1%の順となっている。

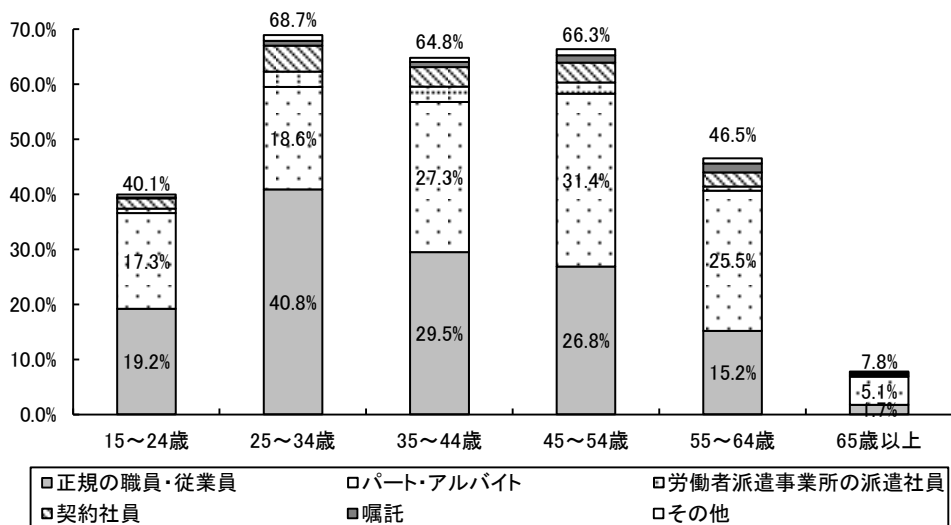
平成 27 年は、「15～24 歳」、「25～34 歳」、「35～44 歳」では「正規の職員・従業員」が最も多いが、「45～54 歳」、「55～64 歳」、「65 歳以上」では、「パート・アルバイト」が最も多くなっている。女性の人口に占める「正規の職員・従業員」の割合を年齢階

級別にみると、「25～34 歳」が 40.8%と最も高く、次いで「35～44 歳」29.5%、「45～54 歳」26.8%の順となっている。昭和 60 年と比較すると、女性の人口に占める「正規の職員・従業員」の割合は、「15～24 歳」では 12.0 ポイント低下したが、「25～34 歳」では 12.6 ポイント上昇した。女性の人口に占める「パート・アルバイト」の割合を年齢階級別にみると、「45～54 歳」が 31.4%と最も高く、次いで「35～44 歳」27.3%、「55～64 歳」25.5%の順となっている。昭和 60 年と比較すると、女性の人口に占める「パート・アルバイト」の割合は、「55～64 歳」で 20.2 ポイント、「45～54 歳」で 19.0 ポイント上昇した。(図 8、本文 98 ページ)。

図 8 雇用形態、年齢階級別人口に占める雇用者割合
〔昭和 60 年女性〕



〔平成 27 年女性〕



資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（昭和 60 年 2 月）、「労働力調査（基本集計）」（平成 27 年、年平均）

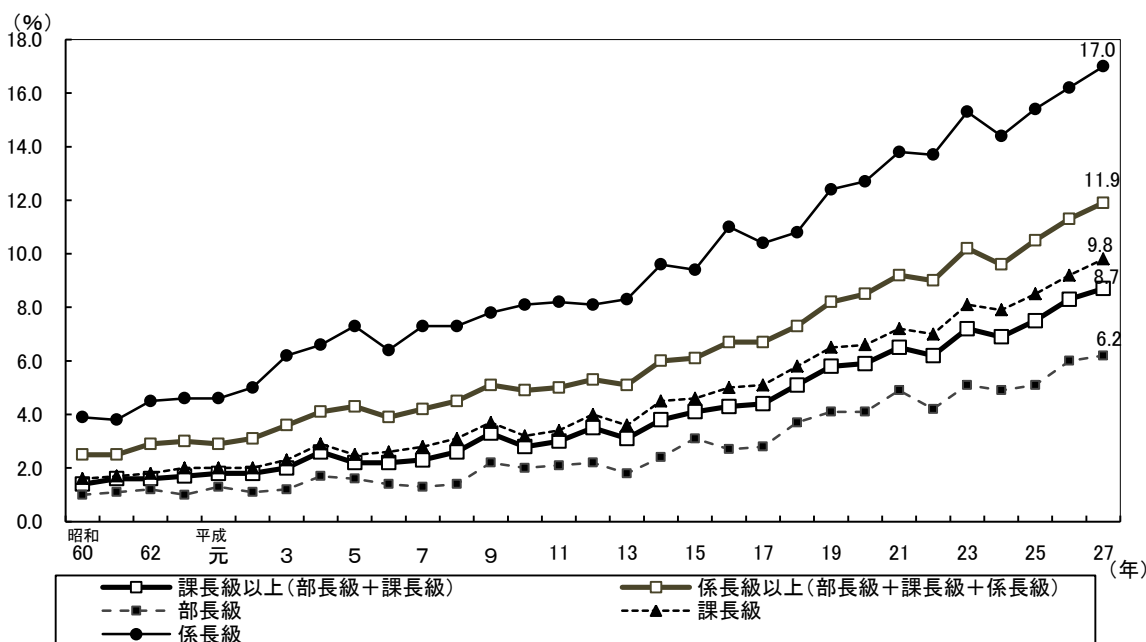
(5) 役職者に占める女性の割合 ～いずれの役職でも上昇傾向

「賃金構造基本統計調査」より、役職者に占める女性の割合について、昭和 60 年から平成 27 年の変化をみると、「課長級以上（部長級＋課長級）」が 1.4%から 8.7%に、

「係長級以上（部長級＋課長級＋係長級）」が2.5%から11.9%に上昇している。役職別にみると、「部長級」は1.0%から6.2%に、「課長級」は1.6%から9.8%に、「係長級」は3.9%から17.0%に、いずれの区分も上昇傾向が続いている（図9、本文103ページ）。

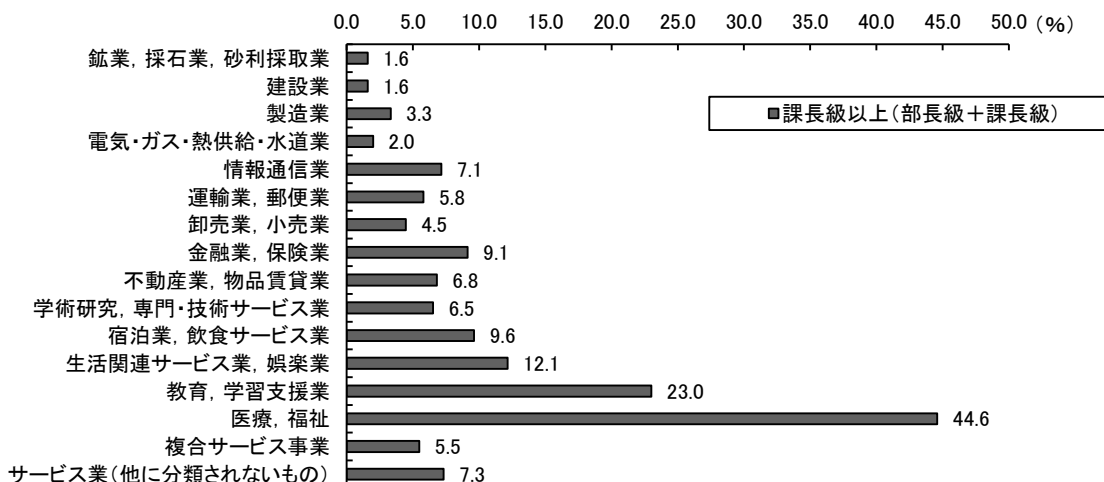
「課長級以上（部長級＋課長級）」に占める女性の割合を産業別にみると、平成27年は「医療、福祉」が44.6%と最も高く、次いで「教育、学習支援業」23.0%、「生活関連サービス業、娯楽業」12.1%の順となっている（図10）。

図9 役職者に占める女性の割合の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成。
注) 各役職の一般労働者数（男女計：雇用期間の定めなしの労働者）に占める女性一般労働者数の割合を算出。

図10 産業別役職者に占める女性の割合〔平成27年〕



資料出所：厚生労働省「平成27年 賃金構造基本統計調査」より、厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成。
注) 各役職の一般労働者数（男女計：雇用期間の定めなしの労働者）に占める女性一般労働者数の割合を算出。

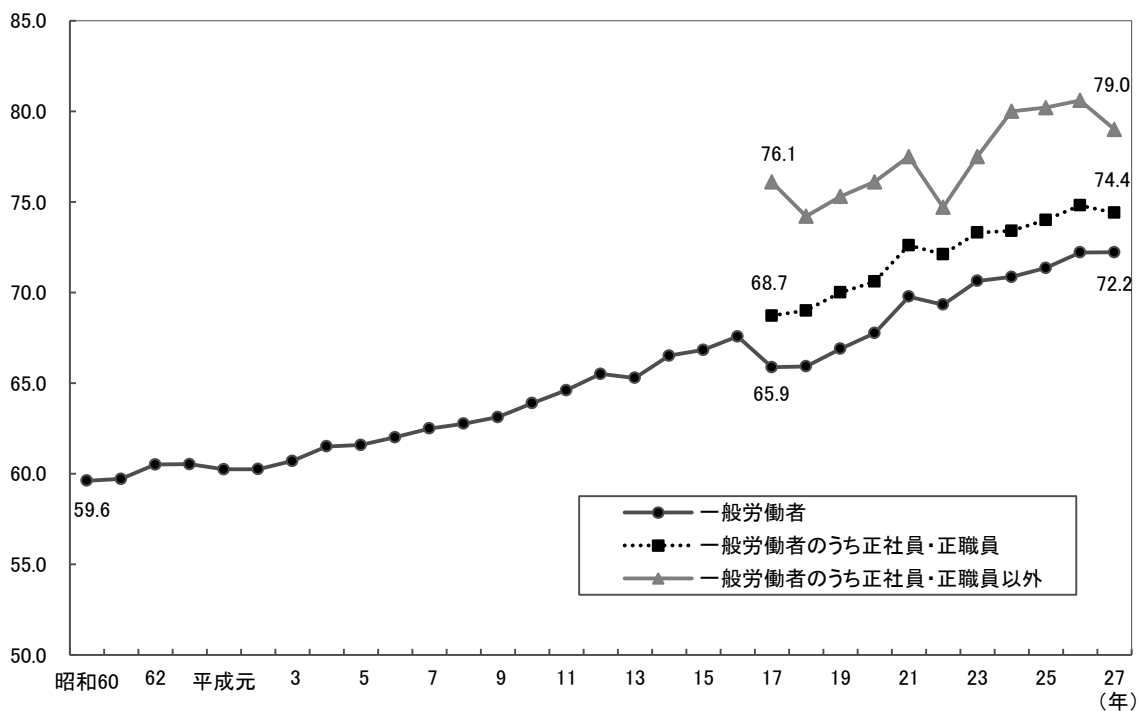
(6) 男女間賃金格差 ～所定内給与額の男女間格差は縮小傾向

一般労働者の所定内給与額の男女間格差（男性＝100.0とした場合の女性の所定内

給与額)は、昭和60年は59.6であったが、平成27年は72.2となっており、格差は縮小傾向が続いている。

平成17年調査から一般労働者について「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分しているが、「正社員・正職員」の所定内給与額の男女間格差は、平成17年(68.7)から平成27年(74.4)までほぼ一貫して縮小し続けている。「正社員・正職員以外」については平成17年(76.1)から平成27年(79.0)までやや上下の波があるものの、縮小傾向にある(図11、本文104ページ)。

図11 所定内給与額男女間格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成。

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短いまたは1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。
 所定内給与額の男女間格差＝女性の所定内給与額÷男性の所定内給与額×100

まとめ

我が国の女性労働に関するデータの特徴である、M字型カーブはこの30年間で大きく上方にシフトし、かつ、窪みが大幅に浅くなった。労働力率の上昇幅が最も大きかったのは「25～29歳」で、その結果、平成14年以降は「20～24歳」の労働力率を上回り、M字の左のピークとなっている。また、M字の底である「30～34歳」では、昭和60年の50.6%から平成27年の71.2%へと20.6ポイント上昇した。加えて、「50～54歳」、「55～59歳」での上昇幅も特に近年において大きくなっており、M字の右のピークである「45～49歳」以降の落ち込みがなだらかな形状へと変わってきている。

こうした30年間の女性の労働力率の変化について、配偶関係別の構成比の変化要因と配偶関係別の労働力率の変化要因に分解すると、労働力率が上昇した25歳から

64歳までのすべての年齢階級で、有配偶者の労働力率の上昇による効果が最も大きかったことが確認できた。また、労働力率の上昇幅が最も大きかった「25～29歳」では、未婚者比率の上昇の効果も同程度に大きかったことが確認できた。さらに30年間で10年ごとに分けて分析した結果、M字型カーブを上方シフトさせる要因として、かつては晩婚化、未婚化の進行による未婚者比率の上昇の影響が大きかったが、ここ10年間では、有配偶者の労働力率の上昇の影響がどの年齢階級でも大きくなっており、30年間の変化全体としては、後者の影響が前者を上回ったことがわかった。

女性雇用者数については、昭和60年以降ほぼ一貫して増加傾向にあり、昭和60年は1,548万人であったが、平成27年は2,474万人と、926万人の増加となっている。雇用者総数に占める女性の割合をみると、昭和60年は35.9%であったが、平成27年は43.9%となっている。

女性雇用者数を産業別にみると、昭和60年は「サービス業」が464万人（女性雇用者総数に占める割合30.0%）と最も多く、次いで「製造業」435万人（同28.1%）、「卸売・小売業, 飲食店」408万人（同26.4%）の順となっていた。日本標準産業分類改定により、分類項目が異なるため比較には注意を要するが、平成27年については、「医療, 福祉」が578万人（同23.4%）と最も多く、「卸売業, 小売業」が495万人（同20.0%）、「製造業」が290万人（同11.7%）となっている。

女性雇用者数（役員を除く）を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、昭和60年には「正規の職員・従業員」994万人、「非正規の職員・従業員」は470万人であったが、平成27年には「正規の職員・従業員」1,043万人、「非正規の職員・従業員」1,345万人となっている。昭和60年に比べ、「正規の職員・従業員」は49万人の増加に対し、「非正規の職員・従業員」は875万人と大幅に増加している。「非正規の職員・従業員」割合でみると、昭和60年は32.1%であったが、その後ほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成15年に「正規の職員・従業員」割合を上回り、平成27年は56.3%となっている。

役職者に占める女性割合について、昭和60年から平成27年の変化をみると、「課長級以上（部長級+課長級）」が1.4%から8.7%に、「係長級以上（部長級+課長級+係長級）」が2.5%から11.9%に上昇している。役職別にみると、「部長級」は1.0%から6.2%に、「課長級」は1.6%から9.8%に、「係長級」は3.9%から17.0%に、いずれの区分も上昇傾向が続いている。

男女間賃金格差についてみると、一般労働者の所定内給与額の男女間格差（男性＝100.0とした場合の女性の所定内給与額）は、昭和60年は59.6であったが、平成27年は72.2となっており、格差は縮小傾向が続いている。

以上みてきたように、この30年間の働く女性に関するデータは大きく変化しており、労働力率の上昇や雇用者数の増加をはじめとする量的拡大に加え、役職者に占める割合や賃金の男女間格差など質的な面でも改善がみられ、多くの女性が様々な分野で活躍していることが確認できる。この間、男女雇用機会均等法は数度の改正を経て、制定当初の法制上の課題がほぼ解決されるとともに、育児・介護休業法、パートタイム労働法及び次世代育成支援対策推進法の整備、充実が図られ、仕事と家庭の両立の支援策やパートタイム労働対策も進展した。

しかしながら、こうした施策を通じて、就業を希望していながら働いていない女性（女性の非労働力人口のうち就業希望者）が約300万人に上り、依然として第一子

出産前後の継続就業をみると約6割の女性が離職するという状況等にあることから、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくため、女性活躍推進法が制定された。

男女雇用機会均等法の制定から30年を経て女性活躍推進法が成立・施行し、女性活躍推進は新たなステージに入ったと言えるが、今後は、各企業の女性活躍推進法に基づく取組が実効あるものとなるよう支援等を進めていくとともに、男女雇用機会均等法等既存の法律についても着実な履行確保を図っていく必要がある。特に、女性活躍推進法の成立により、女性の活躍推進に向けた動きはかつてないほど多くの分野で力強く進められているが、こうした活動が一過性のものでなく、継続的かつ新たなステージにふさわしく有意義に展開されることが重要な課題である。